



財 第 1 3 5 8 号
令和 4 年 9 月 7 日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和 5 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 5 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 澁谷
内線 2263

第1 本県の財政状況

1 令和4年度の財政状況

- 歳入面では、県税と地方譲与税について、海外経済の回復により企業収益が好調であることに伴う法人二税の増収に加え、個人消費の持ち直しや輸入額の増加に伴う地方消費税の増収等から、現時点で当初予算に対して、一定程度の増収が期待できる。
- 一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策に加え、自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性があり、影響を注視していく必要がある。

2 令和5年度の財政見通し

- 県税と地方譲与税については、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進んでいることから、令和4年度当初予算に対し、一定程度の増収が期待できるが、地方交付税と臨時財政対策債は、県税の増収に伴い減額となるため、一般財源総額の大幅な増額は見込めない。
- また、前年度からの財源については、4年度の税収増などにより一定程度見込まれるが、今後、追加の財政需要が生じる可能性もあることから、その規模は現時点で確実なものではない。
- 一方、歳出面では、職員の定年引上げに伴う人件費の減や過去に大量発行した県債の償還がピークを越えたことに伴う公債費の減が見込まれるが、高齢者人口の増加等に伴い介護・医療・児童関係費は大幅に増加する。
- 以上のことから、令和5年度は、現段階で概ね350億円の財源不足が見込まれている。

第2 予算編成方針

- 令和5年度当初予算では、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の点検や社会環境の変化を踏まえ、脱炭素社会の実現や人口減少社会における次世代育成など、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。
- また、新型コロナウイルス感染症については、現在2類相当である感染症分類の見直しに係る議論等を踏まえ、段階的に日常体制に近づけるための感染症対策に取り組んでいく必要がある。
- さらに、コロナ禍からの回復を確かなものとするための経済対策や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた生活者支援・事業者支援についても、国の対策等と連動した施策を展開していく必要がある。
- 一方で、本県の財政状況は、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えない状況が続いている。また、県税収入については、短期的には円安により輸出企業の業績が好調であること等から増収が期待できるが、海外経済の不確実性や物価上昇等による景気の下振れリスクもあり、先行きは不透明な状況である。

- こうしたことから、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、更なる歳入の確保と不断の事業見直しが求められる。
- 以上のような基本認識のもと、令和5年度当初予算を編成するので、予算要求に当たっては、各局長は、以下に示す8つの視点を徹底して予算を要求すること。
- なお、令和5年度当初予算は、年度当初に知事選挙が行われることから、義務的経費を中心とした骨格予算として編成するが、予算要求に当たっては、年間を通じた見積りを行うこと。骨格予算の詳細な編成作業については、別途指示する。
- また、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応

- 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策については、国の動向等を踏まえ、必要な事業を精査した上で要求すること。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の感染症分類の見直しに併せて、感染症対策に係る国庫補助事業の見直しが見込まれることから、国の動向等を十分に確認し、必要な事業を精査すること。

2 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、廃止や休止を含めた施策・事業の見直しを行うとともに、事業の優先順位を見極めること。
- また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。

3 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標等を踏まえ、事業の成果を徹底的に検証し、より効果的な施策・事業を構築すること（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業中止や規模縮小等をした期間については、成果検証の対象から除く）。

4 政策レビュー対象事業の精査

- 政策レビュー対象事業は、知事ヒアリングの場や結果通知等で示された課題を解決するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事業内容等を精査の上、要求すること。

5 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。また、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

6 歳入の確保

- 「第2期 行政改革大綱」において、「収入確保のための取組を推進する」とされていることを踏まえ、民間資金や寄附金の確保及び県有施設の有効活用等に積極的に取り組むこと。
- また、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策に係る交付金・補助金は積極的に活用すること。

7 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

8 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和5年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- なお、細部については、別途通知する「令和5年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。